

インドネシア向け日本産りんごの輸出について

1 輸出要件

インドネシアに植物由来の生鮮食品（青果物、茶、穀類）を輸出する際には、同国の法令により、化学物質等（農薬、重金属、微生物、マイコトキシン）が残留基準値以下であることが求められ、この案件をクリアするためには、以下の2つの方法がある。

- (1) 日本国内検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの検査結果の提出
- (2) 日本での青果物等の安全性確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定）

（生産国認定のためには、①品目ごとに生産地、生産者の概要及び検査体制等を取りまとめた申請書を提出し、その後、②インドネシア政府担当官による現地調査等を受けることが必要。）

2 生産国認定によるメリット

- (1) 1の(1)では、輸出される青果物等の全ロット検査が必要になるが、生産国認定を取得すれば、認定から3年間全ロット検査は不要となる。
- (2) 生産国認定を取得すれば、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港を利用することが可能となる。

3 日本産りんごの生産国認定の概要

- (1) 平成28年4月11日付で日本産りんごの生産国認定を取得し、平成30年5月7日付で延長の認定を取得。
- (2) 生産国認定の有効期間は3年間。
- (3) 日本政府は、毎年度、国内での安全確保モニタリング結果を提出。
- (4) 輸出に先立ちインドネシア農業検疫所のHPを通じて事前に申請。

(URL: <http://karantina.pertanian.go.id/>)

(参考 1)

インドネシアの利用可能な港



※2012 年インドネシア農業大臣令 42 号第 14 条により、青果物の輸入には、タンジュン・ペラック港、ペラワン港、スカルノ・ハッタ空港、スカルノ・ハッタ港に限定されているが、生産国認定を受けると適用除外となる。

(参考 2)

日本産りんごの輸出実績

(単位：トン)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
対世界	9,107	19,431	24,118	34,678	32,458	28,724
対インドネシア	40	74	30	29	26	75

(参考 3)

インドネシアへの青果物輸出の他規制

輸入業者に関する制度

インドネシアの輸入業者が外国から青果物（加工品を含む）を輸入する際には、半年ごとに、農業省からの推薦状（2013 年農業大臣令 86 号）と商業省の承認（2015 年商業大臣令 71 号）が必要。